

平成27年度 第1回
(2015年度)

吹田市都市計画審議会

日 時 平成27年7月7日（火）午後3時30分
場 所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

平成27年度第1回吹田市都市計画審議会会議録

平成27年7月7日

○杉本参事 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成27年度（2015年度）第1回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

まず、開会に当たりまして後藤市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○後藤市長 どうも委員の皆様方には、大変お世話になっております。本年度1回目ということで最初にご挨拶をさせていただきたいと存じます。5月14日より市長を拝命しております後藤でございます。よろしくお願いいたします。

10年が経過しました吹田市の都市計画マスタープランですが、この間大きく社会状況も、それから特に震災を経験いたしまして、まちづくりのあり方も変わりました。それからこれは読めていたことですが、高齢化がいよいよ加速をしてきた、少子化もございます。そういうこの2015年に考える今後10年、2024年までのまちのありよう、そのマスタープランをどのように書き込むかということは、今後の吹田市の総合計画と相まって非常に大きな課題だと感じております。

その中で、「暮らしに安心と快適性」というキーワード、それから「誇りと愛着」、そして「活力のあるまちづくり」というのが、今回の新たな基本理念と伺っております。そこに「地域の特性を生かしたまちづくり」、その結果、より一層魅力ある都市空間の実現を目指しますということなのですが、どうしても都市マスなので都市空間という言葉になるのですが、合わせて暮らしの空間、ハードの空間というのは、人の暮らしの空間が先にコンセプトがあってそれに合わせるものだと私は思っていて、高度経済成長時代はまず物をつくらなければ人も暮らせない、それがもう千里ニュータウンの府営住宅、公共住宅の供給であったと思っています。

この2015年、ここからの10年は先ほど申しましたように社会状況が大きく

変わりました。その暮らしに合わせた住空間、都市空間というのはどうあるべきかという考え方が必要だと思っています。

今回、大変集中的にご議論ご審議をいただきましたことを感謝を申し上げます。本日は議案として2つ服部緑地関係がございます。この都市計画審議会の決定というのは市政運営上非常に大きなものがございます。総合計画と都市計画マスタープランと環境基本計画、この3つはまちづくりの要になっているというふうに私は考えております。

社会、経済、環境、この3つの側面から、ぜひ、今後とも個別の議案のみならず、大所高所からのご助言をいただきたいと考えておりますので、本日以降これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉本参事 ありがとうございます。恐れ入りますが後藤市長は公務のためここで退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○後藤市長 恐れ入ります。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

○杉本参事 では、これより太田副市長から吉田会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(太田副市長から会長へ諮問書を手渡す)

○杉本参事 次に前回の審議会以後、委員の交代がございましたのでご紹介をさせていただきます。

まず、最初に3月19日付で関係行政機関といたしましてご就任いただきました吹田警察署長の小屋委員でございます。

○小屋委員 小屋でございます。よろしくお願いいたします。

○杉本参事 続きまして6月4日付で就任いただきました市議会議員の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、石川委員でございます。

- 石川委員 石川でございます。よろしくお願ひいたします。
- 杉本参事 白石委員でございます。
- 白石委員 白石です。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 川本委員でございます。
- 川本委員 川本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 杉本参事 馬場委員でございます。
- 馬場委員 馬場です。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 梶川委員でございます。
- 梶川委員 梶川です。よろしくお願ひいたします。
- 杉本参事 松谷委員でございます。
- 松谷委員 松谷でございます。よろしくお願ひいたします。
- 杉本参事 坂口委員でございます。
- 坂口委員 坂口でございます。
- 杉本参事 柿原委員でございます。
- 柿原委員 柿原です。よろしくお願ひいたします。
- 杉本参事 上垣委員でございます。
- 上垣委員 上垣です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 杉本参事 引き続きまして各委員のご紹介をさせていただきます。
- まず最初に吉田会長でございます。
- 吉田会長 吉田でございます。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 澤木会長職務代理者でございます。
- 澤木職務代理者 澤木でございます。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 宇佐美委員でございます。
- 宇佐美委員 宇佐美です。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 奥田委員でございます。

- 奥田委員 よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 上甫木委員でございます。
- 上甫木委員 上甫木です。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 瀧川委員でございます。
- 瀧川委員 瀧川でございます。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 今泉委員でございます。
- 今泉委員 今泉です。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 長谷部委員でございます。
- 長谷部委員 長谷部でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 なお、岡委員と柏原委員は本日欠席とのことでございます。
続きまして市の出席者を紹介させていただきます。
副市長の太田でございます。
- 太田副市長 太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 杉本参事 事務局で都市整備部長の野上でございます。
- 野上都市整備部長 野上でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 次長の松本でございます。
- 松本次長 松本でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 都市整備室長の武田でございます。
- 武田室長 武田でございます。よろしくお願ひします。
- 杉本参事 都市整備室参事の伏見でございます。
- 伏見参事 伏見でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 主幹の藤原でございます。
- 藤原主幹 藤原です。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 主幹の清水でございます。
- 清水主幹 清水と申します。よろしくお願いいたします。

- 杉本参事 主査の天野でございます。
- 天野主査 天野でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 主査の檀野でございます。
- 檀野主査 檀野でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 主査の亀川でございます。
- 亀川主査 亀川です。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 主任の山本でございます。
- 山本主任 山本と申します。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 それから本日の議案に関連いたしまして、道路公園部から出席させていただいております道路公園部長の石橋でございます。
- 石橋道路公園部長 石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 杉本参事 次長の松本でございます。
- 松本次長 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 杉本参事 公園みどり室長の七牟礼でございます。
- 七牟礼室長 七牟礼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 杉本参事 公園みどり室参事の石黒でございます。
- 石黒参事 石黒でございます。よろしくお願いいたします。
- 杉本参事 最後に私、事務局、都市整備室参事の杉本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料のご確認をさせていただきます。

本日の審議会の議案書とA4版カラーページ両面2枚と、A3版カラー刷り片面2枚になっております「都市公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（概要版）」につきましては先にお配りをさせていただいております。

本日、お席に配布させていただいております資料といたしまして、本日の次第、それから座席表、委員名簿、都市計画審議会条例及び施行規則、傍聴に関する取扱い

要領と、本日の議案に関します資料としてA4版モノクロ刷り片面2枚になっております「参考資料2」でございます。

以上でございますが、お手元のない資料等ございましたらお持ちいたします。

よろしいでしょうか。

それでは吉田会長、議事の進行の方よろしくお願いいたします。

○吉田会長 はい。私が就任したのは、いつからでしたかね。忘れました。初めての委員の方もおられるようで、初めましてという方、ご挨拶をさせていただかなければいけません。時間も押し迫っておりますので、会長を務めさせていただいております。関西大学の吉田と申します。よろしくご協力をお願いします。

では、座らせていただきますが、本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様に御礼を申し上げて始めさせていただきたく思います。

2名のご欠席の通知をいただいておりますが、資料についておりますこの関係条例、吹田市都市計画審議会条例第5条第2項に定足数規定がございます。それに従いまして本会議が成立しているということ、まずは確認させていただきます。

当審議会、本日ご審議いただきます案件はお手元の議案書に打ち出ささせていただいておりますとおり、議案第1号、議案第2号、それぞれ大阪府決定に関わるもので、1号は「大阪都市計画緑地（第2号服部緑地）」なのですがその変更という問題、もう一つが「北部大阪都市計画風致地区」、服部の風致地区の変更ということでございます。

さらに報告事項として、「千里ニュータウン地区地区計画について」と「その他」ということで、一応、(1)(2)と打ち出ささせていただいております。

皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

審議に入ります前に傍聴の確認をさせていただく必要があるようですが、本日、いかがでしょうか。

○藤原主幹 本日は傍聴希望者はおられません。

○吉田会長 そうしましたらおられないということで、そのまま審議に入らせていただきます。

早速ですが議案第1号それと第2号、これは関連するということですので一括して事務局のご説明をお願いいたします。どうぞ。

○天野主査 都市整備室の天野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。失礼ですが座って説明のほうをさせていただきます。

「議案第1号 大阪都市計画緑地（第2号服部緑地）の変更（大阪府決定）」及び「議案第2号 北部大阪都市計画風致地区（服部風致地区）の変更（大阪府決定）」につきまして一括してご説明させていただきます。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも大阪府が都市計画決定権者となっている都市計画でございます。本審議会に諮問いたします趣旨でございますが、議案第1号1ページをご覧ください。都市計画法第21条第2項において準用する、同法第18条第1項の規定に基づき、本市の意見を大阪府に回答するに当たり、本審議会の意見を伺いたく諮問させていただくものでございます。

初めに「議案第1号 大阪都市計画緑地（第2号服部緑地）の変更について」でございます。お手元の資料は「参考資料」3枚目のA3版「府営服部緑地の変更（大阪府決定）」でございます。

なお、ご説明につきましては前のスクリーンでさせていただきます。

服部緑地の概要でございますが、服部緑地は吹田、豊中両市にまたがって昭和16年に都市計画決定されました。図の黒の一点鎖線につきましては市境界となっております。緑着色部分が都市計画区域で本体部分と本体から南に伸びた細長い部分、向かって左側が天竺川、右側が高川に沿った区域となっております。

また、本体より北に千里ニュータウンまで連なる区域が都市計画決定されております。都市計画面積は約141.0ヘクタール、現在の開設面積は約126.3ヘクタールとなっております、年間約600万人の方々が利用されております。主な施設とい

たしましては広場や児童遊技場などのレクリエーション施設、陸上競技場などのスポーツ施設や都市緑化植物園、野外音楽堂など教養・文化施設も備えております。

続きまして変更理由でございます。理由は2つございまして、1つ目は豊中市域における理由で、大阪都市計画緑地第2号服部緑地の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成24年3月策定）」に基づき、公園緑地としての必要性及びその機能の代替性を評価した結果、都市計画の廃止を行うものでございます。なお、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」につきましては、最後に概要説明をさせていただきます。

2つ目の理由は吹田市域におけるもので、一部区域の境界線を整理し、一部区域の廃止を行うものでございます。

続きまして見直し対象地区といたしましては、AからFまで吹田市、豊中市、合わせて計6地区でございます。うち、A地区、B地区、C地区、F地区及びD地区の左側基地につきましては豊中市域でございまして、いずれも変更理由のうち基本方針に基づく評価の結果、廃止となっております。

一方、吹田市域はD地区の図右側及びE地区でございまして、いずれも変更理由のうち境界線の整理の結果、廃止となっております。

それでは吹田市域の対象地区についてご説明いたします。

まず、D地区の図右側の見直し対象区域については都市計画決定後、堤防区域が明確になったことを理由にその線形に合わせた境界線の整理を行うものでございます。

続きましてE地区は都市緑化植物園南側の区域で、本地区においては都市計画の境界線である道路が付け替えられた等の理由により、その線形に合わせた境界線の整理を行うものでございます。

以上、吹田、豊中両市6カ所の地区における一部区域の都市計画の廃止、境界線の整理、及び面積の精査の結果、服部緑地の都市計画面積を約141.0ヘクタールから約138.4ヘクタールに変更するものでございます。

服部緑地の都市計画変更案についての説明は以上でございます。

続きまして、「議案第2号北部大阪都市計画風致地区（服部風致地区）の変更について」ご説明いたします。

お手元の資料は、「参考資料」4枚目、最後のページになります。A3版「服部風致地区の変更（大阪府決定）」でございます。

ご説明は前のスクリーンでさせていただきます。

風致地区は都市における水や緑などの自然的景観を維持し、都市環境の保全を図ることを目的に指定されております。服部風致地区の概要でございますが、昭和8年に都市計画決定され、緑色の着色部分が区域で、面積は約132.4ヘクタールでございます。区域はおおむね服部緑地の区域と一致しております。

今回、図のように5カ所の地区において変更するものでございます。うち、A地区及びB地区は豊中市域で、C地区、D地区、E地区は吹田市域でございます。

続きまして変更の理由でございますが、変更理由は大阪都市計画緑地第2号服部緑地の変更に伴い服部風致地区の一部区域について廃止するとともに、境界の整理を行った結果、本案のとおり一部区域を変更し、あわせて面積を変更するものでございます。

続きまして吹田市域の対象地区についてご説明いたします。

図で赤色が追加、黄色が廃止となっております。

C地区の黄色の区域及びE地区は都市計画決定以降に境界としていた道路や堤防といった地形地物の形状が変わり、それにあわせてこのたび変更を行うものでございます。また、C地区の赤色の区域及びD地区につきましては、服部緑地の区域と服部風致地区の都市計画の区域が一致していなかったため、このたび修正を行うものでございます。

なお、追加する区域はいずれも服部緑地として既に開設されており、大阪府が管理する区域でございます。

以上、5カ所の地区における緑地の変更に伴う一部区域の廃止、境界の整理による追加及び面積精査の結果、服部風致地区の都市計画面積を約132.4ヘクタールから約137.3ヘクタールに変更するものでございます。

服部風致地区の都市計画変更案についてのご説明は以上でございます。

続きまして、大阪府決定の都市計画変更手続の経過でございます。

3月14日（土）に地権者向けの説明会を開催し、3月19日（木）及び21日（土）に、広く吹田市、豊中市、両市民の方向けの説明会が開催されております。

次に4月1日～15日までは大阪府都市計画公聴会規則に基づく、公述申出期間を設け、公述を受け付けましたが申し出はございませんでした。

次に6月8日～22日まで、都市計画法第17条に基づく案の縦覧及び意見を受け付けましたが、これに対する意見書の提出はございませんでした。

本日は、大阪府に対して、都市計画法第18条の意見照会の回答をするに当たり本審議会の意見をお伺いするものでございます。

今後、7月29日に大阪府都市計画審議会において審議がなされた後、この変更の都市計画決定を行う予定となっております。

以上が、議案第1号及び第2号のご説明でございます。

最後に、大阪府域全体で取り組みが進められております都市計画公園・緑地の見直しについてご説明いたします。

資料は「参考資料」A4版「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（概要版）」でございます。

なお、こちらの資料に一部、訂正がございますのでよろしくお願いいたします。場所は1枚目の裏面、「3. 見直しの方向性」の枠内でございます。「方向性」のところに白抜きの枠がございますが、その中の「地域性緑地」という表記でございますが、この「地域性」の「性」につきましては、制度の「制」の間違えでございます。大変申し訳ございません。

あともう一カ所ございます。1枚目の表面に戻っていただきまして、「1. 都市計画公園・緑地の現状」の左側のグラフになります。グラフの下側に注記として「大阪府府域における都市計画公園・緑地の現況」となっておりますが、この「記」の分は削除願いまして、「大阪府府域」の間違いでございます。大変申し訳ございません。

それではご説明に戻りまして、こちらの基本方針につきましては大阪府都市計画審議会常務委員会において検討された後、パブリックコメントを経て平成24年3月に策定されたものでございます。この方針に基づき府営公園19公園のうち、民有地に建築制限がかかっている11公園が見直しの対象とされております。今回、服部緑地についても、この取り組みの一貫として見直しが実施されております。

この基本方針につきまして、簡単にご説明いたします。ご説明につきましては、前のスクリーンでさせていただきます。

府域における都市計画公園・緑地の現況は、大阪府域における全ての都市計画公園・緑地約5,942ヘクタールのうち約3割に当たる1,705ヘクタールが未着手となっております。そのうち都市計画決定後30年以上経過しているものが、88%を占めております。

また、大阪府の1人あたりの都市公園面積は5.3平米となっており、東京都や神奈川県同様に全国平均を下回っている状況でございます。このため府民の意識調査結果では、大阪のみどりについて「少ない」「ほとんどない」と感じる府民が約5割、都市部のみどりについては約8割の府民が「少ない」「ほとんどない」と感じております。

一方で、社会経済情勢が大きく変わろうとしております。

まず1点目は人口減少及び少子高齢化です。2点目は財政状況の悪化、3点目は長期未着手の都市計画の見直しを重視する国の動向、4点目は災害リスクの高まり、最後に5点目は都市環境の悪化でございます。

このような社会経済情勢の変化をもとに、今後、一層建築制限の長期化が懸念さ

れ、これまで以上に明確かつ分かりやすく説明することで説明責任を果たす必要性が高まっております。

これらの課題や府民意識調査の結果から、「みどり」の充実を一層図るため実現性のある施策展開が必要との方向性が示されております。

この方向性を受け都市計画公園・緑地だけではなく、街路樹や河川空間等を活用した施設緑地、また、風致地区などの地域制緑地を一体的、総合的に評価し、都市計画公園・緑地の見直しを行うこととしております。

府営公園の現状は約1,199ヘクタールが都市計画決定されており、そのうち約2割に当たる256ヘクタールが未着手となっております。さらに未着手区域の中から、建築制限がかかる民有地を含む区域について評価を実施していくものでございます。

これらの見直しの対象区域につきまして、都市計画公園・緑地の見直しの流れに従い公園緑地としての必要性及びその機能の代替性を評価し、都市計画の廃止や存続の検討を行うものでございます。

以上が大阪府の見直しの基本方針のご説明でございます。

なお、今回の吹田市域における変更はこの方針に基づくものではございませんが、今後、基本方針に基づく吹田市域の対象地区の検討を進められると大阪府よりお聞きしております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 はい。事務局からの説明は以上ですが、皆様方、何を求められているのかお分かりになりましたか。私は最初少しレクチャーを受けた段階で、どういうことかよく分からないというところがありました。それで「参考資料2」という2枚もので根拠というか関連法令抜粋のような形で、上に「参考資料2」と打ち出された2枚ものがお手元にありますか。よろしいでしょうか。これを示していただかないと皆さんはよくお分かりにならないのではないかと私は思いまして、これらを付けてく

ださいとお願いしたんです。

つまりお手元の資料、都市計画審議会というこの第1回のこの資料を開いていただいて議案第1号、後藤市長から都計審の会長である私宛てに、まず1号として大阪都市計画緑地、服部緑地関連の6カ所の変更を大阪府が決定された。そのうち6カ所のうち4カ所は豊中関係で、吹田市関連は実は2カ所だということが5ページの枠組みで一応分かるようになっている。すなわちEとDが吹田市関連、この服部緑地に関する変更6カ所のうちEとDが吹田市域で、この2カ所についての府の決定について、これでよろしいかということをお府から聞かれている、主として良いなら良いと、あるいは意見があるなら意見があるというようなことを都計審として意見をまとめてください。こういうふうにお後藤市長に求められているということになります。

それについて、結局カラーのものがもう少し分かりやすくなっているということにして、カラーのA3版2枚あるのですが、そのうちの1枚目がこの緑地変更関連でして、黒塗りではよく分からなかったものをもう少し緑のカラーにして打ち出してください。

この府営服部緑地の変更の一覧の緑地のA、緑地のB、緑地のC、緑地のFは、豊中市管轄で、右下のほう緑地Eと緑地Dの部分が吹田市の管轄領域で、右下のほうに緑地Eと緑地Dの拡大図が出ているわけですが、いずれについても線形に合わせる形の区域変更ということのようです。

前に打ち出されて、かつて、今、変わっているわけじゃありませんが、先ほどちらっと出ていたわけですが、これらの図面でEのほうは植物園の下の位置あたりのところで江坂神社というところが近いところで、道路の線形に合わせる形で線を引き直させてもらったということのようです。Dのほうは真ん中に川がありまして、両側堤防というようなものがあって、そこのライン、実は既にもう民有地、宅地枠組みになっているようですが、緑地としての指定枠組みを線形にやはり合わせて引かせていただくということにしているということのようです。

説明にございましたようにといたしますか、先ほどの後藤市長からの諮問のこの変更の3ページ目、議案第1の最後のほうですが、最後のほうじゃないか、「理由」というのが3ページに出ているんですが、実は先程の事務局からの説明でお聞き取りにいただいたかとも思いますが、ここには2つの問題が出てきていて、この3行目、4行目のところで、こういう形で「廃止を行うもの」という記述がありますが、この範囲までは実は服部関係がこの廃止枠組みで、「また併せて」と書かれているこの後半部分、境界線を整理して、その線形をいわばちょっと引き直させてもらう形で廃止ということになっている、この後半部分が実は吹田のDとEに当たるということのようだという事ですね。

実は、参考資料に出させていただいたこの公園緑地というのは、そもそも何なのかという問題です。

それでこの「参考資料2」を皆様方にも、私自身、認識を新たにするために出していただいたのですが、都市計画法11条に都市施設という概念とといいますか用語がございまして、都市施設の中に公園緑地というものが実はあって、そういう指定を都市計画法に従って、それぞれの都道府縣市町村が行っているということになっているということです。まずもって公園とか緑地なるものがどういう何の法的根拠に基づいて設定されるかという、この都市計画法11条、それが根拠になるということ。その場合、どういう効果が出るかということについては、まずもって制限として都市計画法53条がその下に出てまいりますが、その区域については建築物の建築について、知事その他の許可制枠組みがとられるということですね。そういう縛りだけかという、実はプラス面もあって固定資産税減免というのがその下に出てまいります。

ということが、この緑地公園というものについての指定に関する法的制度枠組みだということで押さえ直していただければと思います。

これとは実は別に関連するのですが、この後の議案第2号になる風致地区というような用語がありますが、その設定があって、それは「参考資料2」の2枚目という

形になります。風致地区については今度は都市計画法の8条というところに、別途、風致地区という用語といいますか、概念、そういうものを定めることができるという規定があって、それについても同じくやはり建築等の規制がかかる。風致地区の趣旨というものが、そこに都市計画運用指針というものに打ち出されていて、そういう指定がかかっていると。あるいは、そういう地域を我が市はこれだけ持っているというようなことは、土地そのものあるいは市域そのものの、言うなればグレードといいますか、そういうものを引き上げていくという、法令には必ずしもあらわれない意味というものも実はあるということで、先ほど改めて公園ないし緑地の現状問題、あるいは大阪府そのものが全国平均を下回る1人当たりの公園面積を持っているにすぎない等々のプラスアルファ情報提供もなされたということになるろうかと思えます。

話を戻させていただきますが、私どもこの都市計画審議会に求められているこの議案第1号、市長から審議会宛てに求められている意見というものをここでまとめていきたいということになります。

改めましてご質問ご意見をお出しただければと思います。引き続き風致地区に入りますが、とりあえずまず議案第1号の緑地の変更という問題についてのご質問ご意見を先に伺おうと思います。

あくまでも境界線整理による区域廃止についてのご意見を求められていることになるようです。いかがでしょう。

特にございませんか。これはやむなしということ、やむなしという言い方もおかしいのかもしれませんが、どこをどう異議、提起し得るのかやや漠としているところもあるのです。

数字的には実は変わらないというデータが出ておりますのは、A3の資料の一番左側、この服部緑地は先ほどもちょっとご紹介したような決定を実は、もう既に昭和16年段階での法制度枠組みのところ既に打ち出されていたようでして、今回、豊中のほうの現状、先ほどから申し上げておりますA、B、C、Fのこの緑地の区域変

更で若干、平米数といいますかヘクタール数が減るけれども、吹田市のほうはこれは削られるということで、私としてはヘクタール数が変わるかと思いきや、結局、微々たるものだという事のようにもあり、吹田市関連区域のところでは11.6ヘクタール、A3の一番左のことを申し上げているのですが、11.6ヘクタールとまあまあ今回、府のほうの修正を受けても11.6ヘクタールという数字に変更はないということのようです。

緑地変更について特に意見はない、原案を是とするということでまとめさせていただいてよろしいものか、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○A委員 写真とかあれば非常に分かりやすいのですが、そういうのはございませんか。現状がどういうふうになっているか、ちょっと地図ではなかなか分かりにくくて。

○吉田会長 確かに線形というのは基本的には道路数値のようなのですが、確かに写真があると分かりやすい。ちょっと小さ過ぎるな、それ。拡大しにくい。A3の図面でいったらDの写真のようですね。

○天野主査 はい。こちらD地区になっておりまして、これが高川になります。こちらが内環状線になります。これの北側にずっと今回のD地区がございます。半分ぐらいまでのところにつきましては駐車場などになっておりますけれども、その上半分につきましては戸建て住宅地になっておりまして、既に市民の方がお住まいというような区域になってございます。

○吉田会長 あのA3の図面の右下、緑地Dというところでの言うなれば変更案は、左右に黄色い帯状の場所があつて、それを結局、削るというような形でのご提案という理解でよろしいですか。

○天野主査 今回、今、現在の都市計画線がこの道路の中心に入っておりまして、それを堤防、今、現在の堤防法尻というのがこの緑のところになっているのですけれど

も、ここの道路のところから法尻まで廃止するという内容の都市計画案になっております。

○吉田会長 結局、このA3の資料の右下の緑地Dの黄色い部分の外法に、本来、境界線があった。しかし、その内側、結局、黄色で塗り潰されているところは本来的には緑地のはずで、現時点、民有地なんだけど宅地もできてしまっている。言うなればこれをその外法に即して、ここではこういうものは建ててもらったら困ることになっているのだからと言って、出ていっていただくわけにもいかないという理解でいいのですか。はい、どうぞ。

○天野主査 はい、そのとおりでございます。

○吉田会長 結局、堤防の線に即した形に、現実、線を引いて、ここまでが緑地でその外側は外れている形に直させてもらおうということなのですかね。はい。

○天野主査 はい、そのとおりでございます。

○吉田会長 ということであれば吹田市関連のところ、その上のEも道路の線に即してちょっと線を引き直しているというようなご説明ですが、そういうことですね。

○天野主査 はい。こちら、E地区につきましては、現在、この左上が服部緑地の区域になっておりまして、この道路線沿いに、もう既に開設済みの区域がございます。こちらが開設済みの区域で、こちらが神社地になっております。今の現在の都市計画の区域としては、この神社地を含むような都市計画の線になっておりますが、もう既に開設済みの区域について新たに今回都市計画変更するものでございます。この道路に沿っての都市計画変更になります。

○吉田会長 そうしましたら、第1号議案。

○B委員 1点だけ、いいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○B委員 Dのところ、要はDのところだけが堤防なのですね。

○天野主査 はい。

○吉田会長 はい。

○B 委員 確認の意味ですけど、要するに要はここに入れられているから現状にしようということで、その趣旨は分かるのだけど、この絵だけ見ていたらこの左側のほうはがたがたとなるわけですね。

○吉田会長 そうですね。

○B 委員 がたがたとなることによって防災上、問題ないということは言えるのですね。

○吉田会長 がたがたとなっていたと思われるんです。それを真っすぐ堤防に即した形に。

○B 委員 真っすぐ正すの。

○吉田会長 うん、実線のほうに変更すると。

○B 委員 これ、こっち側に。

○吉田会長 ええ、黄色い部分を今回削ると。左側が、そうですね。ごめんなさい。それはそうだ。はいはい、そうです。

○B 委員 右側は分かるんや。左側は防災上、まさかの場合、堤防の中にまでとは思わないけども、それが堤防のどこになってたら、問題あるはずですよ。

○吉田会長 いかがですか。この図を見る限りいわゆる高低差というか、そういうものが見てとれないこともあって川の氾濫関連を含めて気になることはないのかというご指摘ご質問ですが。どうぞ。

○天野主査 豊中市域の境界線のことによろしかったでしょうか。こちらのほうは現在、墓地になっておまして。

○吉田会長 ああ、そうか。Dの左側は豊中か。

○天野主査 はい。

○B 委員 言えない。

○天野主査 今後も土地利用の変更はないというところの理由もございまして、防災

上の背景的な状況も廃止になったとしても変わらないという判断でございます。

○吉田会長 いずれにしても左側は豊中で向こうのご判断、ほぼ時期を同じくしてこの案件を豊中のほうの都計審もやっておられるやに伺っていますが、吹田関連はDに関しては右側だけということになるかと思われます。そうしましたら。

○C委員 会長、いいですか。

○吉田会長 どうぞ。

○C委員 これ緑地Dのところは今お住まいの方には説明会とかも、もちろんされていると思うのですが、今まで建物、家を建て替えるとか、そういう建物とかの制限とかにもかかっていたけどそれは制限なくなるよねと。ただ、これは固定資産税なんかは今まで減免対象になっていたのかな。どうなのかな。

○吉田会長 はい。

○天野主査 確認をとりましたら、減免の対象にはなっていなかったというふうにお伺いしております。

○C委員 そうしたら対象区域の方については、プラスのメリットはあるけど、デメリットはないということやね。

○天野主査 はい、そのとおりでございます。

○吉田会長 これ、何で減免されてなかったのだろう。

○C委員 それも。

○吉田会長 気になりますよね。

○C委員 ただ現状で課税は行くんでそれはあると思う。それと、はい。それと、あとこれはいらんことなんかもしれんけど、豊中側の緑地Cなんかも、いわゆる緑地の中にこれも戸建てとかがあのような状況やねんけど、言うたら吹田のこの緑地Bの建物が実際あるというところと同じ状況やのに、何でこの緑地Cの中の戸建て郡とかは今回、手つかずなんですか。

○天野主査 はい。

○吉田会長 どうぞ。

○天野主査 こちらの区域につきましては見直し対象区域に入っております、ただし現在まだ検討中という区域になっております。今後、大阪府さんと豊中市さんのほうで協議が整いましたら、改めて都市計画案としてご提出させていただくというように聞いております。以上でございます。

○吉田会長 はい、そうしましたら、この第1議案に。

○D委員 すみません。

○吉田会長 どうぞ。

○D委員 それではお伺いしたいのですが、まず、会長の説明で面積の変更はないというお話だったのですが。

○吉田会長 そうなんですよね。

○D委員 もともと民家にかかっているところの区域やって言うてた分がなくなるということは面積が減るんじゃないのですかね。

○吉田会長 というふうに私も思ったのですが。正式にというか、ま、言うなれば細かく測り直したところ、ヘクタールレベルの0.1ヘクタールの差までは出てこないという微修正レベルで数字はカウントされたという結論だけ、そういう形で出てきておまして、おかしいなというふうに私も思うのですが。

○D委員 多分、この1回目の都市計画決定が昭和16年だったと思うんですよ。

そのときの測量精度も含めて、もともと都市計画決定の法定図面から計画図へ線を入れただけなんですよね。現況に線を入れてここですよと決められた。その参考図に区域図というのが測量図がついてるはずなんですけど、昭和16年といえば、多分、そういう書類がなかったと思うので、恐らく現況に合わせて大阪府さんは線を入れられたと。で、そのずれが今現れてきてると、僕は判断してるんですけども、だから何ぼでも減るということに対しては、私はこの前の服部西之庄線の角側の部分も、大阪府さんがいろんな理由があって2000平米をもう売るんやということの都市計画変更

をされました。それはいかんだろうということで都計審のほうでもかなり意見を言わせていただいて、それを引きずった中のこういう事例なんで、僕は真にいかん話かなというふうには思うとるんです、実は。それは都市計画審議会レベルの話で言っちゃいけないことかと思うのですが、それに関連して、みどりの基本計画という区域をどう整備して緑をどう確保せんといかんという計画の部分で言えば、服部緑地そのものの自体は保管されたというか、一応なくならないと。面積的には1万平米と決定した、未来を1万平米ですねという中での吹田市の計画があるわけですよ。

それとの整合性、いずれ今、多分5年目のみどりの基本計画の二次の分が10年目の5年の部分で入っているんで、今年度あたりに見直しをされると思うんですけど、その辺との整合性も含めて、今日、これの行政、公園の方が来られてますんで、その辺の認識だけをちょっとお聞きしたいな。

この変更につきましては多分、測量誤差というか当時の計画の甘さからかなというのを思いますし、恐らく建物が昭和16年以降に建てたときに都市計画イメージがちゃんとできてなかったというのが一つの原因じゃないかなというふうな、線形をしっかりと把握できてなかった大阪府の責任が重いのかなって思ってるんです。

その中でこの際私の思いなのですが、恐らくこの服部緑地、今、豊中市もそうなのですが、きっちりした線形が昭和16年の線形のままだと思うのですよ。きっちり区域を決めてほしいなと私は思うのですよ。その辺、要望として聞いてもらったら要望していただければと、都市計画審議会とは離れた中でも結構ですんで、その辺は申し入れをしていただければ、また、今後、多分どっかでこういう問題は生じてくるのではないかなと思いますし、この際、1回きっちり大阪府さんに、区域を決めてほしいなということをおっしゃっていただければありがたいなと。

これは水面下の意見というふうにとどめておきますけど、この辺はよろしく願いたいなと思います。ただ、少し公園みどり室の認識だけをお聞きかせたいと思います。

○吉田会長 ご発言いただけます。公園関連。それとも副市長がご発言いただくか。
はい、どうぞ。

○武田室長 まずは、都市整備のほうから、都市整備室の武田でございます。

先ほどいただきました大阪府さんと今までもこの件につきましてもずっと協議してきたわけなのですけれども、おっしゃいますように今回面積、それからずれている線なんかもやっぱりこの南側の服部緑地、ほぼ初めてのよう形できれいに整理されたということで、実際、先ほど図面に映っているところだけでも、2,000平米近くは、多分、あるのだと思うんですけれども、それを含んでしまうほど面積の誤差があったというふうに聞いております。

ただ、まだまだ北のほうも含めて明示がはっきりしないところも、まだございますので、今回は南側の分がほぼ面積を精査されたという結果のもとで変更されているというふうにお聞きしております。ただ、やはり線にしても面積にしても、常々、緑を数字で表すことはかなり大事な指標にもなっておりますし、そのあたりは前回の都計審のときにもご意見いただきましたが、今後も引き続き府ともまた協議の場でそういった形で協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○吉田会長 はい。

○C委員 よろしいですか。

○吉田会長 これに関連してですか。

○C委員 うん、少し関連して。

○吉田会長 はい、では。

○C委員 今、D委員が言うてはった関連なんですけど、例えば、これ緑地から外しますよね。

○吉田会長 はい。

○C委員 実際、底地権というのは誰になっているんですか、この外すところは。

○吉田会長 どうぞ。

○天野主査 民有地になっております。

○吉田会長 基本的に民有地だそうです。

○C 委員 そうしたら、はい。

○吉田会長 どうぞ。

○C 委員 そしたらこの緑地Eのところも民有地になると。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○天野主査 神社地になっております。

○吉田会長 江坂神社の。

○天野主査 はい。

○C 委員 じゃ、反対にだから今まで迷惑こうむってはったわけですよ、皆さん。それやったら、この緑地に入れられていたがために、建物とか何かで制御がかけられたとかということになるわけですよ。ただ、緑地に外す、だから売りやすい状態にして売るとか、そこの部分買えとか、そういう話ではないということやね。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○天野主査 そのとおりでございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○C 委員 それなら今まで迷惑かけてはったということやね。

○吉田会長 公園のほうからも手を上げていただけたらと思いますが。では、ご発言をお願いします。

○七牟礼室長 公園みどり室の七牟礼でございます。D 委員からのご質問でございます。まず、第2次の基本計画、平成27年度、今年度見直しという時期でございます。おっしゃるとおりでございます。

その中にも掲載というか、当然、謳っております緑化に対する目標値等ございまして、先ほど委員がおっしゃったように減ることに対して、どうかというご指摘かと思っておりますけれども、それに対する私どもとしては、それは減ることに対しては非

常に目標、総量目標ということがございまして、そちらの目標達成に対しては、我々、公園行政の担当部といたしましては、まことに遺憾であるというところはございます。

ですから今後、その辺は大阪府さんへそういう減ることのないように、そういう要請もかけてまいりたいし、この本件以外にもそういうことがございましたら、そういうことを我々訴えていく必要があるのかなとそのように思っております。以上でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか、議員。

○D 委員 ぜひ、大阪府の公園課さんは、多分、この線形は違うところで決めると思うんで、大阪府の公園課さん、そのもの自体は守っていかなあかん立場ということで行政を進められていると思うんです。どこの行政、吹田の場合も公園みどりの方、やっぱり公園守っていかなあかん、減らされたら困るという気持ちで仕事されてると思うんですけど、だけど総合的に吹田市の判断で、これも大阪府の見直しの関係で減らしていこうみたいな話だと思うんで、その辺、十分、やっぱり大阪府の公園課さんにもきっちり、真にいかんやんというようなことも、言っていたらばなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○吉田会長 はい。というご意見があったということで記憶にもとどめていただき、動いてもいただきたいと、府に対して回答するに当たって一言というようなことを言っていただけでもよろしいかと存じます。議案第1号につきましては、吹田市の都計審としては、今、ご説明ありましたようにDとEの地域での修正ということが境界線の整理ということに伴う廃止ということで、これを是とすると承認させていただくということでもよろしいでしょうか。

(一同、賛同の声)

はい、ありがとうございました。

関連いたしますので続きまして、議案第2号風致地区指定枠組みです。

お手元の資料のこの審議会資料で言ったならば7ページからこの議案第2号とい

うことになります。これも同じく服部のところですが、服部風致地区という指定がここにかかっている、資料に出ておりますように5カ所の風致地区変更で、そのうち吹田市のほうに関わるのがCとEとDということですか。C、D、Eが吹田市、後のA、Bは豊中市という理解でよろしいでしょうか。

○天野主査 はい。

○吉田会長 そうしましたら先ほど、再確認ですが「参考資料2」で公共法令も出させてもいただいていたわけですが、都市計画法上、風致地区指定が地域地区としての風致地区というような設定枠組みは都市計画法8条だと。そこへの建築規制等が別途かかることになっていて、しかし自然的景観がとどめられている地区だというふうに内外に明らかにできるというプラス面がある、そういう法制度だとお受け止めください。

今回、今の修正にも連動して、改めて府のほうが服部関係の風致地区修正を、変更を決定されたと。そのことについて吹田市関連の3地域の関連でこれを是とするかということ、そういう回答を市長の立場で府に対してすべきかどうかということがここに諮られている、求められているということです。

はい、ご質問ご意見どうぞ。どなたからでも、風致関連いかがでしょう。

○E委員 すみません。

○吉田会長 どうぞ。

○E委員 これもちょっと面積がいろいろありますので不正確だったという理解でよろしいのですか。議案書の10ページを見ますと豊中市の新旧で、豊中は6.5ヘクタールぐらい増えていて吹田市は逆に1.6減っているということなのですが、この図面を見るととてもそうは思えないので。

○吉田会長 これもね。

○E委員 昭和8年に地域指定されたときの測量は、かなりいい加減だったということでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○天野主査 昭和8年に都市計画決定されておりまして、当時は紙で面積の測量をされていたかと思うのですけれども、このたび機械上で精査をされたというふうにお聞きしておりまして、そのために面積のほう、変わっているというところがございます。

○E委員 もう一点、これは今回の審議から少し外れるのですけれども右上の北東部のところの風致地区があるのですよね。公園なのだけれど風致地区がかかってない地区がございますよね。豊中市との境界の部分、ここは風致地区指定されなかった理由というのは、それに値する風致が残っていないからということなののでしょうか。あるいは今後、ここも風致地区指定して、もう少し守っていくというようなお考えが吹田市のほうにおありなのか、そのあたりお聞かせいただければと思います。

○吉田会長 2枚目の資料で服部風致地区と打ち出されている風致のAの上に緑がないのです。前のページ、緑地変更図のほうでは緑のところはぐぐぐと上のほうにつながっておりますでしょう。それが風致のほうでは全く、そういうぐぐぐと飛び出た緑の地域がないと。これは風致指定をするべき緑地ではないと、こういうご判断がどういう理由でなされているのか、そういうご質問かと思うんですが。それを御存じですか。なぜかと言われると困るね。いつの段階から。

○E委員 あるいは今後さらに地区指定していく予定といたしますか、意向はありませんかという。

○吉田会長 改めて、どうなのでしょうね。要するに。

○E委員 手を上げてはりますね。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○天野主査 風致地区の指定されている区域につきましては、現在、服部緑地が開設している区域とほぼ一致している状況でございます。理由につきましては、すみません、確認がとれておりませんが、今後の予定としては、大阪府のほうからは特に風致地区を拡大していくような予定は聞いておりません。以上でございます。

○吉田会長 緑地指定は今のところ維持されているというのですね。

○天野主査 はい。

○吉田会長 私自身、春日とかこの西、東泉丘というところ辺が目浮かぶわけではないのですが、しかるべき風致指定理由がない土地なのでしょうか、単なる緑地。

はい、前半のほう、おっしゃられた点については、このA3版資料の一番左にやはり風致に関して、昭和8年の段階で1933年というふうな戦前に風致地区の都市計画決定がなされて、そのときの決定面積からの移動が今回、下のほうに出されているのですが、このページにつきましても「*で面積の精査を含む。」という、面積を精査した結果、結局、吹田関連では1.6ヘクタール減というような形になってしまうと。これはしかし、今、言った測量上の誤差がかつてあって、今回、精査した結果なのだということで、面積の移動と数値上の移動の乖離はそういうことでご容赦をということのようです。ということよろしいでしょうか。

はい、これもまたある種、機械的といいますか、ということでの。

○E委員 ちょっとすみません、関連してもう一ついいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○E委員 今の精度の点でいきますと、先ほどのA3の1枚目のほうの服部緑地の公園決定面積が138.4ヘクタールですよ。

○吉田会長 はい。

○E委員 風致のほうは137.3で、これ、質問しますが、上に出ている部分が1ヘクタールということはないと思う。もっと大きいと思うのですが、今の精度も大丈夫でしょうか。

○吉田会長 本当ですね。納得いかんな。わずか1ヘクタールって。

○E委員 現行の新しいやつですよ。これ1ヘクタールもっとありますよね。

○吉田会長 いや、幾らなんでもっとあるでしょう。緑の一塊ならともかく、3つ4つあったら、ちょっと腑に落ちませんね。ちょっと府のほうに確認もしていただか

ないとというところがありますが。本当に精査結果ですか。今の段階で、ご発言がありますか。こちらの疑問が伝わりましたか。

○D 委員 すみません。

○吉田会長 どうぞ。

○D 委員 多分、全体面積、先程おっしゃった、僕もさっき緑地の確定をしてもらいたいというのはそういう意図もあったんですけど、多分、都計変更の分については公園の面積がこれだけ減ります、公園じゃない、もともと服部緑地の面積がこれだけ減ります。減った公園の部分しか風致をかけてないから減った分だけを風致にやりますねんということやと思うんで、これ逆に風致かかってないところをかけるっていう議論しやなあかんところを、もともと区域がここやった、服部緑地の区域がここまで公園と風致がかかってたと。それがこっちになりましたね。だから風致もこっちの線に合わせますねんという考え方のとおりやと思うんで、僕は別段何ら問題ないかなと思うんですけど、ただ、面積に関しては先ほど触れましたように、こういう問題があることも含めて確定測量してほしいなと言うてたことは、そういう意図もあったんです。

○吉田会長 はい。では、ちょっと府にこの数値上の精査真偽を確認をしてもいただくということで、それ以上のご発言はないですか。

そうしましたらいかがでしょうか。議案第2号。

○C 委員 ちょっといいですか。

○吉田会長 どうぞ。

○C 委員 最初、これ資料持ってきてもらったときに、ちょっと不明確な、不明瞭な部分とか、ここ道路あるはずやのに道路ないやんかみたいな、すごくわかりにくい書類だったりとかもあったんですけど、ただ、うちの都計審のこの条例、都市計画審議会条例では、これは大阪府の職員、第2条の2に「大阪府の職員及び市民のうちから市長が委嘱する。」とあって。

○吉田会長 何条でした。

○C委員 2条。

○吉田会長 2条、はい、審議会。

○C委員 で、これで、この次に条例施行規則のほうの2条の3では、「関係行政機関又は大阪府の職員1人以内」となっていて、で、結局、今回来てくださっているのが吹田警察署長様でいらっしゃるのですが、実際、これ大阪府決定で大阪府の資料で、実際、直接、確かめたいという場合においては、やっぱり大阪府の職員が来てくださっているほうが、本来、この場においては確認とりやすい。

○吉田会長 本当にそうですね、確かに。

○C委員 ただ、まあ、これがその施行規則で1人以内となっているので、署長様だけということになっているので、このあたり1回、考えたほうがいいのか。これ余談ですけど、関係ないかもしれませんが。

○吉田会長 委員でなくっても何かお呼びするような、そういう規定がないか。

○C委員 とにかく諮問が大阪府に回答するからということでの諮問の内容なので、こちらから回答する、回答を受ける側の人間がここにおいたらおかしいという意味で入ってないのかどうかということも含めてなんですけど、いかんせん非効率というか、非常に正確性を期して、よくわかるようにするには、一回、これも考えたほうがいいんじゃないかなと。

○吉田会長 施行規則の4条に委員及び臨時委員以外の者に出席を求めてというような、これを使わせていただいて府からしかるべき方をお1人審議会にお呼びしていてもよかったなということをお今の段階で思いますが、次回からちょっと考えさせていただこうと、今日は間に合わなくなってますので。あとそこは事務のほうでも確認をしていただく必要があろうと私も感じますが、議案そのものについては、これは変更をお認めするのかということ、是とするということによろしいでしょうか。

(一同、賛同の声)

○吉田会長 ありがとうございます。引き続き私ども緑ということ、緑地の言うなれば維持、あるいはご意見出ておりましたが、みどりの基本計画等々しっかり常に意識して、少なくとも形の上でこういう緑が減っていくような動きについてはやっぱり原則、基本的にはいかんというような回答表明もしていく必要もあろうかということで、市当局のほうは審議会でのそういう意見をお受けとめいただいて動いていただきたく思います。審議会としては1号、2号についてご了承いただいたと、是とさせていただきます、市長からその旨ご回答もいただければという意見で取りまとめなされたらとご処理ください。

ありがとうございます。そうしましたら報告事項のほうに移らせていただこうと思います。お願いします。都市マスの、これをまとめていただいたということで。

○檀野主査 都市整備室の檀野でございます。そうしましたらお時間いただきまして、次回以降に都市計画審議会にお諮りしたいと検討しております案件につきまして、簡単にではございますが報告させていただきたいと思っております。

座って説明させていただきます。

現在、事務局側で検討中の案件につきまして地区計画の3案件、主なものとしてご報告申し上げます。

1つ目は千里ニュータウン地区、佐竹台5丁目、6丁目の地区整備計画を追加すべく検討を進めている場所でございます。スクリーンの赤丸のところが当該地のおおよその位置でございます、こちらのほうは戸建住宅街におきまして住民の合意形成のもと地区整備計画の実際に向けて検討されているところでございます。

2つ目が画面の右下のあたり、吹田市操車場跡地の地区計画の検討でございます。こちらのほうは、画面少しわかりづらいですが、既に緑の部分につきまして具体的な地区整備計画案が決められておりますが、ピンク色の部分、国立循環器病研究センターと吹田市民病院が移転してくるあたりについての具体的なルールの検討を現在、進めております。

最後3つ目、こちらでも千里ニュータウン地区内になりますが阪急南千里駅の駅前の商業地域におきまして、まちづくりに関するルールの具体的検討を行っているところでございます。報告につきましてはこの3つの地区計画の案件であります。内容の調整と後は権利者の合意調整が整い次第、順次、次回以降の都市計画審議会にお諮りできればと考えておりますのでよろしくお願い致します。

報告としては以上でございます。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。何か今の件、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。その他ということはどうぞ。

○清水主幹 恐れ入ります。本日、机上に「吹田市都市計画マスタープラン」、昨年度まで集中的にご議論いただきまして完成したものを、先日、郵送なり配布させていただいたのですが、改めて本日、委員のお名前入りで机上に置かせていただいております。もう一つ、「吹田の都市計画」という参考の冊子も合わせて置かせていただいております。こちらにつきましてはお持ち帰りいただいても結構ですし、置いておいていただいたら次回の審議会のときにはまた机の上に置かせていただきますのでよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

○吉田会長 改めましてですが、こういう形で20年計画の10年目に大きく都市マスを改訂をさせていただいたわけです。これについて何か今の機会にちょっと発言したいと、あるいは聞きたいというようなことがございましたら。

よろしいでしょうか。おいおいまた見ていただいて、またご意見を出していただいて、そうしていただければと思います。

ということでこちらが用意している案件は以上ですが、ほかによろしいでしょうか。

では、長時間にわたりありがとうございました。閉じさせていただきます。

(終了)